

低入札価格の調査に関する達

平成16年4月1日

達第37号

改正	平成21年10月16日達第2号	平成24年4月1日達第10号
	平成25年3月8日達第3号	平成25年7月24日達第8号
	平成28年3月30日達第3号	平成28年10月17日達第6号
	平成29年4月27日達第6号	令和元年10月21日達第2号
	令和4年3月31日達第5号	

会計規程第44条第1項ただし書きの規定に基づき、低入札価格の調査に関する達を次のように定める。

(対象とする契約)

第1条 会計規程第44条第1項ただし書に規定する「支払の原因となる契約のうち別に定めるもの」は、契約担当役（会計規程第5条第2項第1号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）が締結するすべての契約を対象とする。ただし、次条から第5条までの規定は、予定価格が3千万円以上の工事請負契約の場合に適用する。

(低入札価格の基準)

第2条 会計規程第44条第1項ただし書に規定する「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」とは、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で、次項に定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たないときとする。

2 前項に規定する割合は、次に掲げる方法により算定した割合とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

3 契約担当役は、前2項の事務を的確に実施するため、予定価格を作成したときは、予定価格とともに調査基準価格及び当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を記載しておくものとする。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

第3条 契約担当役は、契約の相手方となるべき者の入札価格が前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるかどうかについて、次に掲げる事項を調査しなければならない。

(1) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達に関する事項並びにその適否

(2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

(3) 当該入札者の経営状態

(4) その他必要な事項

2 契約担当役は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その調査結果及び自己の意見を記載した書面を入札・契約手続運営委員会（平成24年規程第14号「入札・契約手続運営委員会設置規程」第1条に規定する委員会をいう。）の委員（以下「入札・契約手続運営委員会の委員」を「運営委員会委員」という。）に提出し、その意見を求めなければならない。

第4条 運営委員会委員は、前条第2項の規定により、契約担当役から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

第5条 契約担当役は、前条の規定により表示された運営委員会委員の意見のうち多数が自己と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約担当役は、運営委員会委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

（最低価格の入札者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当な場合の取扱手続）

第6条 契約担当役は、前条に規定する場合のほか、独立行政法人労働者健康安全機構会計細則（平成16年達第35号）第7章第2節及び第3節に規定する競争入札を行った場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その理由及び自己の意見を記載した書面を理事長に提出し、その者を落札者としなないことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当役は、前項の承認があったときは、次順位者を落札者とするものとする。

（実施手続）

第7条 この達に定めるもののほか、低入札価格の調査等に関する事務の取扱いについて必要な事項は、経理担当理事が別に定める。

附 則

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月16日達第2号）

この達は、平成21年10月16日から施行する。

附 則（平成24年4月1日達第10号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日達第3号）

この達は、平成25年3月8日から施行する。

附 則（平成25年7月24日達第8号）

この達は、平成 25 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日達第 3 号）

この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 17 日達第 6 号）

この達は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 27 日達第 6 号）

この達は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 21 日達第 2 号）

この達は、令和元年 10 月 21 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日達第 5 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。